

今後の医療保険制度のあり方に関する決議

平成24年7月19日
全 国 知 事 会

民主党において5月にとりまとめられた後期高齢者医療制度の廃止を含む高齢者医療制度の見直し案は、全国知事会が従来から反対してきた平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」そのものであり、①高齢者の方々を新たに分断し、②低所得者が多い国民健康保険の財政構造を一層悪化させ、③国が財政責任を全くとらないもの、であるとともに、昨年度の「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」における合意事項を無視したもので、まさに地方軽視と言わざるを得ない。

当該法案の今国会への提出は見送られたが、現行の後期高齢者医療制度については、施行から4年余を経過し定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきであり、今後とも地方の意見を踏まえな見直しは、断じて認めることはできない。

また、今般、国民健康保険法の改正が行われたが、その内容は、危機的な財政状況にある国保が抱える構造的な問題の抜本的な解決には十分なものではない。

我々都道府県としては、国保の構造的な問題の抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、積極的に責任を担う覚悟であるが、国においては、地方と真摯な協議を行い、国・地方双方にとって安定的な財源を確保するとともに、国の定率負担の引上げによる公費負担の拡大など、一層の財政責任を果たすことを強く求める。